

陸前高田市告示第 8 3 号

陸前高田市新規起業者支援事業費補助金交付要綱(平成 3 0 年告示 1 4 9 号)の全部を改正する。

令和 3 年 6 月 1 日

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、本市における産業の振興及び活性化を図るため、市内において新たに起業し、又は事業拡大する中小企業者が事業を開始する際に要する経費に対し、陸前高田市補助金交付規則(昭和 3 3 年規則第 2 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内で陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和 3 8 年法律第 1 4 7 号)第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者をいう。

(2) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上が大企業の所有に属している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の三分の二以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者

ウ 役員の総数の二分の一以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

(3) 起業 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 2 9 条に規定する開業等の届出(以下「開業等の届出」という。)により市内において新たに事業を開始すること又は新たに法人設立登記を行い、市内におい

て事業を開始することをいう。

- (4) 事業拡大 中小企業者が市内において、これまでの業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示405号）の大分類による）とは異なる業種に進出し、若しくは既存事業の拡大に伴い新たな施設を整備すること。
- (5) 起業の日 個人にあっては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあっては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (6) 施設設備等 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる資産をいい、事業の用に供するために直接必要な税抜き単価5万円以上のものをいう。

（補助金の交付対象者）

第3 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請年度内に起業する者又は申請時において起業の日から3年を経過しない者
- (2) 補助金の申請年度内に事業拡大する者
- (3) 主たる事業所又は納税地が市内である者
- (4) 申請日において陸前高田商工会の会員で、当該商工会の指導を受けた事業計画書における損益計画の3年後の事業収入が、300万円を超える事業計画であり、その進捗に関し、継続して経営指導を受ける者
- (5) 納期の到来した市税に未納がない者
- (6) みなし大企業でない者

（補助金の交付対象事業）

第4 補助金の交付の対象となる事業は、本市における産業の振興及び活性化に資するものであって、補助金の交付後も継続が見込まれる事業とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事業は、対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業
- (3) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア、代理店又はこれらに類する契約に基づく事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費等）

第5 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業計画（実績報告）書（様式第2号）
- (2) 市税等納付（納入）状況確認承諾書（様式第3号）
- (3) 陸前高田商工会の指導を受けた事業計画書
- (4) 補助対象経費が分かる契約書又は見積書等の写し
- (5) 創業支援セミナー受講者にあつては修了証書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付すべきでないとき、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 申請者は、規則第7条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、当該通知を受け取った日から起算して15日以内に、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付申請取下届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(変更の申請)

第9 第7の規定により交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を得るものとする。

- (1) 補助金額を変更するとき（補助金交付決定額の2割を超えない範囲における減額変更であつて、事業計画の大幅な変更がない場合を除く。）。
- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、承認の可否を決定し、承認するときは、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業変更（中止、廃止）承認通知書（様式第8号）により、承認しないときは、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事

業変更（中止、廃止）不承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業計画（実績報告）書（様式第2号）
- (2) 起業又は事業拡大したことが確認できる書類
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 補助事業の完了が確認できる写真、成果物の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に補助事業者に補助金を交付するものとする。

（前金払い）

第12 市長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前金払いを受けようとする場合は、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金前金払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。
- 3 第11の規定は、前金払の場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第13 市長は、規則第14条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の返還を求める場合は、陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金返還命令通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第15 規則第17条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に

関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（補則）

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5関係）

時期	事業名	対象者	対象経費	補助率	上限
起業	施設設備取得事業	①事業を営んだことのない者	建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、又は備品の取得に要する経費（建物については、改築・改装・改修に要する費用も含む。機械及び装置、備品等は税抜き5万円以上のものとする。）	2/3 （創業支援セミナー修了者は3/4）	100万円
	販売促進事業		広告宣伝費、展示会出展費、印刷費、講師依頼費、研修費、ホームページ作成費、市場調査費等の販売促進等に要する経費	1/2 （創業支援セミナー修了者は2/3）	30万円
	チャレンジショップ事業	②入居者	陸前高田市チャレンジショップの入居に要する経費（家賃は除く。）	10/10	20万円
事業拡大	チャレンジショップ事業	③退去者	市内に施設等を整備する際に要する経費、併せて機械及び装置、又は備品の取得に要する経費	2/3	100万円 ※
	※入居時に補助金交付を受けた額を除き、退去から1年目を期限とする				
	新分野進出事業	④既に事業を営んでいる者	新たな施設を整備する場合に限り、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、又は備品の取得に要する経費（建物については、改築・改装・改修に要する費用も含む。機械及び装置、備品等は税抜き5万円以上のものとする。）	2/3 （創業支援セミナー修了者は3/4）	50万円
販売促進事業	広告宣伝費、展示会出展費、印刷費、講師依頼費、研修費、ホームページ作成費、市場調査費等の販売促進等に要する経費		1/2 （創業支援セミナー修了者は2/3）	20万円	

【施設設備取得事業】 起業に伴い建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、

又は備品の取得をすること

【販売促進事業】 顧客を呼び込むために販売促進の取組をすること

【新分野進出事業】 新分野（産業分類大分類上で異なる業種）で事業を開始し、又は既存事業の拡大をし、それに伴い新たな施設設備を整備すること。

【チャレンジショップ事業】 陸前高田市チャレンジショップ入居時、退去後の事業に必要な整備をすること。

備考

- 1 施設設備取得事業の対象者は、第3の交付対象者のうち、陸前高田市チャレンジショップの使用者以外のものとする。
- 2 チャレンジショップ入居事業は、起業の場合のみとする。
- 3 一事業者あたり起業・事業拡大それぞれ一回の申請とする。
- 4 本事業の対象経費に対し、他の補助制度等を併用することはできない。
- 5 消費税及び地方交付税相当額を減額して申請しなければならない。
- 6 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。